

# 藤田医科大学オープンファシリティセンター規程

昭和50年規程第1号

施行 昭和50年2月1日

改正 令和6年2月1日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学研究推進本部規程（平成26年規程第15号）第3条第2項第7号に基づき設置する藤田医科大学オープンファシリティセンター（以下、当センターという）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 当センターは、研究推進本部の組織として設置し、オープンファシリティセンター長（以下、センター長という）及び必要な専任教職員を配置する。ただし、副センター長及びセンター長補佐を置くことができる。

## (構成)

第3条 当センターは、次の各号に掲げる部門と共同利用研究室により構成し、同号に掲げる業務を実施する。

(1) 細胞機能解析室

フローサイトメーターを用いた解析支援、及び細胞機能解析に関する相談業務

(2) 生体画像解析室

病理標本の作製支援、顕微鏡解析の解析支援、及び顕微鏡解析に関する相談業務

(3) オミックス解析室

代謝産物解析の解析支援、及び代謝産物解析に関する相談業務

(4) タンパク質・遺伝子解析室

タンパク質及び遺伝子の解析支援と相談業務

(5) ゲノム解析室

ゲノムの解析支援と相談業務

(6) 設備・機器管理室

当センターの設備・機器に関する整備、及び機器の管理・保守並びに研究全般の相談業務

(7) R I 研究室

放射性同位元素（以下、R I という）を利用する施設（以下、R I 利用施設という）の整備及び管理、R I に関する教育等

2. 当センターの管理、運営に関し必要な事項は別に定める。

3. R I 利用施設の管理区域及び整備については、藤田医科大学放射線障害予防規程（昭和51年規程第4号）の定めるところによる。

## (センター長及び副センター長)

第4条 センター長は、当センターの施設の管理運営及び施設内機器使用についての指導、監督に当たる。

2. 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。
3. 副センター長及びセンター長補佐の任期は、本部長の任期と同様とする。

(運営委員会)

第5条 当センターの運営に関する協議を行い、もって共同利用研究設備の充実を図るため運営委員会を置く。

2. 委員会の構成及び運営については、藤田医科大学オープンファシリティセンター運営委員会規程（令和6年規程第1号。以下、委員会規程という）の定めるところによる。

(専任の教職員)

第6条 センター長は、必要に応じて、当センターに専任の教職員を置くことができる。

2. 専任の教員の選考（採用、昇任及び任用換え）は、藤田医科大学教員選考規程（平成27年規程第11号）の定めるところによる。
3. 専任の教員は、センター長を補佐し、当センターの管理、利用者による当センターの機器の操作の指導及び助言を行い、かつ研究支援業務のほか、調査、研究、学内の研究育成、ゼミナール、講習会の開催、研究成果の刊行、海外研究機関との人的交流及び共同研究等を行うことができる。
4. 専任の職員は、センター長の指示に従い、機器の保守を行い、利用者による機器を使用する際の測定及び研究に協力する。

(連絡会議)

第7条 当センターにおける運営に関する審議を行うため、連絡会議を設置する。

2. 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 当センターでの運営に関する事項
  - (2) 機器の講習に関する事項
  - (3) その他報告事項に関する事項
  - (4) その他当センターの運営に関し必要な事項
3. 連絡会議の議長は、センター長をもって充てる。
4. 連絡会議は、次の各号に掲げる者により構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 当センターに所属する専任教員
5. 連絡会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、適宜開催することができる。
6. 連絡会議は、第4項各号に掲げる者の過半数の出席をもって成立する。
7. 連絡会議での議決は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、全員の合意が得られないときは、出席者の3分の2をもって決することができる。
8. 連絡会議での議決事項は、研究推進本部会議で承認を得なければならない。ただし、学長が当該議決事項について大学として重要な事項と認めるときは、常務会又は理事会

に上申しなければならない。

(事務)

第8条 当センターの事務は、研究支援部が行う。

(内規)

第9条 当センターの施設及び機器の使用については、藤田医科大学オープンファシリテ  
ィセンター規程施行内規（昭和50年規程第2号）の定めるところによる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事長の決定による。

附則

1. この内規は、昭和50年2月1日から施行する。
2. 昭和51年10月19日一部改正
3. 昭和61年4月21日一部改正
4. 平成12年4月1日「藤田保健衛生大学共同利用研究施設管理運営内規」を一部改正し、  
かつ「藤田学園共同利用研究施設規程」とする。
5. 平成14年4月1日一部改正
6. 平成21年4月1日一部改正
7. 平成21年11月1日一部改正
8. 平成31年4月1日一部改正
9. 令和2年4月1日一部改正
10. 令和3年1月1日一部改正
11. 令和3年10月1日一部改正
12. 令和5年4月1日一部改正
13. 令和6年2月1日一部改正  
ただし、令和5年10月1日に遡って適用する。